



# 年金

## 国民年金保険料免除等の手続きについて

不用品交換について 交換は、当事者間での交渉になります。町は仲介に入れませんので、慎重な交換をお願いします。問合せ 産業課 ⑤57-7633

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、手続きにより保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。  
保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態では、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。  
今年度の受け付けは7月1

**今月の納期**

- ◎固定資産税・都市計画税…第2期
- ◎国民健康保険税…第1期
- ◎介護保険料…第1期
- ◎後期高齢者医療保険料…第1期

納期は、7月31日(火)です。

問合せ 税務課 ⑤57-7529

日から開始され、平成25年6月までの期間を対象として審査します。また、手続きは原則として毎年度必要です。

7月に手続きする場合は、平成23年7月から平成24年6月までの期間(前1年間分)についても手続きすることができます。この場合は、2枚の申請書の提出をお願いします。

- 問合せ
- ▼住民課 ⑤57-7578
  - ▼青梅年金事務所 ④428(30)3410



## 保存樹木・樹林制度

大きな樹木、屋敷林や平地林を所有し保存していただける方へ奨励金を交付します。

- 基準
- ▼保存樹木 高さが15m以上または地上1.5mの幹周りが1.5m以上の樹木
  - ▼保存屋敷林 住居などのある敷地内で、地上1.5mの幹周りが1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林
  - ▼保存樹林 500㎡以上の山林(畑地、工業、準工業、工業専用区域は除きます)
  - ▼奨励金額
  - ▼保存樹木 6000円(上限額1万8000円)
  - ▼保存屋敷林 1万8000円
  - ▼保存樹林 市街化区域：都市計画税・固定資産税相当額の80%以内
  - 市街化調整区域：1㎡当たり10円(1000円未満は切り捨て)

※保存協定は5年間です(狭山近郊緑地保全区域、都立狭山自然公園、国、公有地、町文

# お知らせ

## 統計調査員募集

町では、統計法に基づく幹統計調査(工業統計調査、経済センサス、国勢調査など)で、統計調査員として活動していただける方を募集しています。

- 統計調査員の仕事を希望する方にあらかじめ登録していただき、調査実施の際に依頼をし、調査員として活動していただきます。
- ▼応募資格
  - ▼20歳以上の方
  - ▼責任をもって調査事務を遂行できる方
  - ▼秘密の保護に関し信頼の

## 不用品交換

※費用が掛かるものがあります

### ゆずります

- ▶マタニティウェア(S~M)
- ▶ベビーバス ▶ロデオボーイ(健康器具) ▶ミシン ▶ベビー服(新生児用肌着) ▶ランドセル(黒) ▶二中女子制服 ▶ピアノ

### ゆずってください

- ▶自転車 ▶おもちゃ(幼児用)
- ▶ベビー服(女子用90センチ位)
- ▶CDデッキ ▶芝刈り機

問合せ 産業課 ⑤57-7633

## ご推薦ください

町では、町政に功労があった方や町民の模範となる方を表彰しています。

- 【表彰の種類および表彰基準】
- 功労表彰
- 満60歳以上で、通算15年以上委員等の職にあった方
- 文化・産業・スポーツ・栄誉表彰
- 町民の模範となり、かつ、町の栄誉を著しく向上させた方
- 善行表彰
- 環境美化、防犯等の善行行為を無報酬で現在も継続的

## 「緑の募金」

総額11万7710円

ご協力ありがとうございます。この募金は、森林整備と地域の緑化推進を目的に実施されます。

町では、募金の還元金で平成23年度の緑化事業として、六道山公園にヤマザクラを植栽しました。

問合せ 建設課 ⑤57-7659

## ダイエット料理教室

正しい食事を学び、ダイエットしてみませんか。

- 日時 7月17日(火) 午前10時~午後1時
- 場所 元狭山コミュニティセンター(1)
- 対象 町内在住・在勤の方
- 定員 15名(先着順)
- 費用 600円(材料代)
- ※当日、集金します。
- 持ち物 エプロン、三角巾
- 申込み 筆記用具(メモ用紙)
- 7月9日(月)午前9時から元狭山コミュニティセンターへ
- ⑤68-0333

に行っている方  
推薦期限 7月27日(金)  
問合せ 総務課 ⑤57-0531

## 防犯情報 車上狙いに注意

町内において、1月から5月までの間で、既に17件の車上狙いの被害が発生しています。被害を防止するために、車から離れるときは、必ず施錠し、車内にかばん等を置かないようにしましょう。

問合せ 地域課 ⑤57-7610

## 自衛消防訓練審査会

各事業所には、火災等の災害が発生した場合に、通報、避難および消火活動を行うため従業員で組織する自衛消防隊が編成されています。自衛消防訓練審査会は、各事業所の普段の訓練の成果を確認し、技術の向上と意識の高揚を図ることを目的に実施します。

## 親子で作ろう 夏休み工作教室

- 【武蔵野コミュニティセンター】  
日時 8月5日(日) 午前10時~正午  
内容 自動コマを作ろう
  - 【長岡コミュニティセンター】  
日時 8月5日(日) 午後2時~4時  
内容 風力カーを作ろう
  - 【元狭山コミュニティセンター】  
日時 8月19日(日) 午後1時~3時  
内容 自動コマを作ろう
- 対象 町内在住・在勤の方  
定員 各16名(先着順)  
費用 500円(材料代)  
※当日、集金します。
- 持ち物 はさみ、木工用ボンド  
講師 チャイルドサポート 竹とんぼ 平山和治さん
- 申込み
- ▼7月23日(月)午前9時から 武蔵野コミュニティセンター ⑤70-0555
  - 長岡コミュニティセンター ⑤68-0030
  - ▼8月6日(月)午前9時から 元狭山コミュニティセンター ⑤68-0333

つけましたか? 住宅用火災警報器 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に見つけることで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。

問合せ 福生消防署 ⑤52-0119

## 家庭でできる 節電の取り組み

- ▼冷房の温度は28度を目安に設定し、エアコンのフィルターを小さめに清掃しましょう
  - ▼電化製品の電源は小まめに切り、長時間使わないときはコンセントから抜きましょう
  - ▼炊飯器やポットの保温をやめましょう
  - ▼家族みんなが一緒に部屋で団らんしましょう
  - ▼家族みんながシャワーの使用を1日1分減らしましょう
  - ▼テレビ番組を選び、1日1時間利用を減らしましょう
- 問合せ 環境課 ⑤57-0544

## 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

問合せ 住民課 ☎ 557-7578

### 70歳から74歳の方

7月31日(火)までに「高齢受給者証」を送付します。現在お使いいただいている高齢受給者証の有効期限は平成24年7月31日です。8月1日を過ぎても高齢受給者証が届かない場合は、住民課へお問い合わせください。

### 国民健康保険 限度額適用認定証について

#### 70歳未満の方

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に表示すれば、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額(保険診療分)が次の自己負担限度額までになります。

※入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

○上位所得世帯(基礎控除後の所得が600万円を超える世帯)

…15万円+(総医療費のうち50万円を超えた部分の1%)

○一般世帯

…8万100円+(総医療費のうち26万7,000円を超えた部分の1%)

○住民税非課税世帯

…3万5,400円

※住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額も減額されます。

#### 70歳以上の方

入院時に保険証と高齢受給者証を提示するのみで、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額(保険診療分)が次の自己負担限度額までになります。なお、入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

○現役並み所得世帯(世帯内の国民健康保険被保険者に町民税課税所得が145万円以上の70歳以上の方がいる場

合・負担割合3割の方)

…8万100円+(総医療費のうち26万7,000円を超えた部分の1%)

○一般世帯(負担割合1割の方)

…4万4,400円

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示すれば、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額(保険診療分)が次の自己負担限度額までになります。なお、入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

○低所得Ⅱ(世帯主と世帯内の国民健康保険被保険者が全員町民税非課税の場合)

…2万4,600円

○低所得Ⅰ(世帯主と世帯内の国民健康保険被保険者が全員町民税非課税、かつ、所得が0円の場合)

…1万5,000円

※低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額も減額されます。

※保険証と印鑑を持参の上、住民課で認定証の交付を受けてください。

※平成24年7月31日までの有効期間の認定証の交付を受けていた方で8月以降も認定証が必要な方は、8月以降に住民課で交付手続きをしてください。

## 後期高齢者医療の「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付している後期高齢者医療の「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が、平成24年7月31日のため、8月1日以降の新しい証を7月中に送付します。

### 被保険者証について

①被保険者証の色が変わります。旧)有効期限 平成24年7月31日 → 藤色

新)有効期限 平成26年7月31日 → 青竹色

②被保険者証の更新にあたり、平成23年中の収入・所得(平成24年度住民税課税所得)をもとに負担区分を再判定しています。このため、平成24年8月1日以降は、「一部負担金の割合」が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

③保険証の有効期限は平成26年7月31日ですが、毎年8月に所得判定や所得変更、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者数の変更(75歳年齢到達や世帯構成変更)等により、有効期限の前に一部負担金の割合が変更になる場合があります。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

①減額認定証は、8月以降も証の色(白色)は変わりません。

②平成23年中の所得をもとに負担区分を再判定しているため、平成24年8月1日以降は、「適用区分」が変更になる場合があります。

③新規に交付を希望する方は8月以降に申請してください(申請した月の初日から有効です)。

※平成24年7月末までの認定証が必要な方は、7月中にお申し込みください。 ※世帯内に住民税が課税されている方がいる場合は該当しません。

### 特定疾病療養受療証について

①特定疾病療養受療証は、有効期限がありませんので、従前のものを引き続きご使用いただけます。

②特定疾病療養受療証は、8月以降も証の色(白色)は変わりません。

問合せ 住民課 ☎ 557-7578 制度について 広域連合お問合せセンター ☎ 0570-086-519 (ハローコウイキ)

## 第10回多摩ブルー・グリーン賞募集

多摩地域の中小企業の活性化と地域経済の振興に寄与することを目的とした顕彰制度です。優れた技術・製品を表彰する「多摩ブルー賞」、新しいビジネスモデルを表彰する「多摩グリーン賞」があり、各最優秀賞に副賞100万円、各優秀賞に副賞50万円を贈呈します。受賞者の方は、多摩ブルー・グリーン倶楽部で、経済振興のための地域貢献活動にご参加いただけます。

主催 多摩信用金庫

後援 経済産業省関東経済産業局、東京都、瑞穂町ほか

応募資格 多摩地域と周辺地域に事業拠点を置く中小企業・個人事業主等

募集期間 9月7日(金)まで

問合せ 多摩ブルー・グリーン賞事務局

たましん法人テレフォンセンター ☎ 526-7739

ホームページ <http://www.tamashin.jp>

## 自治体ホームページのアンケートにご協力をお願いします

「自治体ホームページ向上研究会」では、多摩地域にお住まいの皆さんが、災害時に自治体ホームページに求める情報や内容をアンケート形式で伺います。狛江市ホームページの専用フォームからお答えください。

期間 7月31日(火)まで

問合せ 自治体ホームページ向上研究会事務局

☎ 03 (3430) 1111

ホームページ

<http://www.city.komae.tokyo.jp/news/index.cfm/detail.4.47085.html>

## 食品衛生実務講習会 開催のお知らせ

内容	講師	日時	場所	対象	費用	申込方法	問合せ
食中毒予防対策および保健栄養に関する情報等	保健所職員	7月5日(木)、11日(水) 午後2時～4時	5日(木)：羽村市ゆとりぎ 11日(水)：青梅市民会館	食品関係営業者	無料	直接会場へお越しください。 ※公共の交通機関をご利用ください	☎ 0428 (22) 6141 西多摩保健所

## 防災訓練

問合せ 地域課 ☎ 557-7610

日時 9月2日(日) 午前9時から

※「広報みずほ」8月号にて、詳しくお知らせします。

## 平成24年度「東京じごとの日」ファミリリーダー実施企業の募集

都では、「東京じごとの日」を設定し、企業と連携した取り組みや普及啓発のイベントを行っています。本事業の一環として、従業員の家族が職場を訪問する「ファミリリーダー」の実施に協力していただける企業を募集し、企業等における「働きやすい、家族を大切にしている職場の雰囲気づくり」を推進します。ご応募をお待ちしています。

募集期間 8月10日(金)まで

応募要件 本社または事業所等

が都内に所在していること等

応募方法 ホームページから電

子申請で受け付けます

企業名の公表 都のホームページに

掲載します

参加のメリット

事業実施後、所定の条件を満たす企業のうち抽選で50社に20万円の奨励金を支給します(詳細は都ホームページをご覧ください)。

### ファミリリーダーとは

会社の取り組みとして、従業員の家族の職場訪問を受け入れ、日々従業員を支えてくれる家族に職場に対する理解を深めてもらうことにも、同僚との交流を図り、それぞれの従業員にも大事な家庭があるということを社内全体で再認識することで、ワークライフバランスの推進を図る取り組みを行う日を指します。

問合せ 東京都 産業労働局

「東京じごとの日」事務局

☎ 03 (5821) 7161

メール [info@twd.metro.tokyo.jp](mailto:info@twd.metro.tokyo.jp)

ホームページ <http://www.twd.metro.tokyo.jp/>